

宛先：仙台市障害企画課企画係 近藤
e-mail：yoshihiko_kondou@city.sendai.jp
FAX：022-223-3573（添書不要）

お名前：桔梗美紀

ご連絡先：_____

ご意見

1. 7月28日（火）開催第4回協議会の議事内容や資料について、ご意見等ございましたら、ご利用ください。e-mailまたはFAXにてご回答をお願いいたします。

ご質問・ご意見等

本日事例でお伝えしました。
搬送事業者の要望について
実施方向で検討をお願いし、
又、次回会議の際
経過についてご報告をお願いし、

宛先：仙台市障害企画課企画係 近藤

e-mail： yoshihiko_kondou@city.sendai.jp

FAX： 022-223-3573 (添書不要)

お名前：

木吉 栞美 氏

ご連絡先：

ご意見

1. 8月27日(木)開催第5回協議会の議事内容や資料について、ご意見等ございましたら、ご利用ください。e-mailまたはFAXにてご回答をお願いいたします。

ご質問・ご意見等

前回の会議時に
意見と記載の紙上に
書いて行きましたか
意見が載ってない紙も...?
置いて意見を取り入れていた紙はどの?
しる?

返信期限：平成27年8月31日(月)まで

仙台市 障害企画課

企画係 近藤 芳彦 様

仙台市障害者施策推進協議会

条例のあり方について〈中間報告〉・〈中間素案〉8月27日会議資料について

遅くなりましたが気になる点等について、意見提出致します。

H.27. 9月10日

市川義直

1. 〈中間報告〉について

ページ	項目	表記内容	修正等意見
5	(4)その他の取り組み	協議会職員や一般市民、職員等	協議会委員では
7	(1) 意見交換会の表	高機能自閉症	高次能では
9	ココロンカフェの表の最後	① 相談できるところはどうか?	どこ?
11・12	機関の調査	(1) (2)	事務局で調査したことを記入
21	4. (1)市の役割	推進すべきであるとの意見があった。	推進すべきである。
"	4. (2)	一般的な事業者として区別せず規定すべきである。	国において事業分野ごとの対応指針が示されているので参考にされたい旨も付記してはどうか。
22	5. (1) 4番目の○	具体的な施策や事業に関することについては、各種計画等において検討すべきである。 (以下同様数か所ある)	余りにも漠然とした書き振りのので、何を指しているかわかりにくい。計画の名称を1～2例示できないか。(注釈でもよいので)
25	(5)相談窓口に求められる機能 6番目の○	重度化させない	深刻化させない(重度化という言葉の方は少し違和感がある)
"	7番目の○	不快の念を生じさせるもの	分かりにくいので、この前に、「ハラスメントや人格を傷つける等の」不快の念と追記してはどうか
26	(6)紛争解決の仕組み 2番目の○	人権を尊重すべき立場であるべきである。	べきが続くので、「尊重する立場」で良いのでは
"	同 4番目の○	担保する仕組みとして検討すべきである。	方針として明記したいので、「設置すべきである。」に
27	1行目	条例においては	今回策定する条例においては(今後も議論が続くので)
"	9. 結び 10行目	障害の有無に分け隔てられ	障害の有無により分け隔て(他の部分同表記に)
"	同 11行目	自立した生活を	当たり前の地域生活を

〃	同 15 行目	保健福祉に	障害者保健福祉に
---	---------	-------	----------

2. <中間素案>について

28	3. 定義		定義に「負担が過重でない場合とは」を追記した方が良い。 基本的な考え方（判断要素）が示されているので
29	4. 基本理念 5、6 番目の○	なされるべきである。 行われるべきである。	「べき」を削除 なされること。 行われること。
30	6. 不当な差別的取扱いの禁止等	「拒否、制限、又はこれに条件を付けること。」の表記について	国のガイドラインに「他の者とは異なる取り扱いをすること」もあるので、追記してはどうか。 また、これらの表記だけだと差別の内容が解りづらいので、差別事例集との関連も示唆したらどうか。
〃	同(教育を行う場合)	・就学する学校を決定すること。	ここの部分は主に障害児のことを指していると思われるが、「障害者」には「児」も含まれていることを付記する必要はないか。 ・「及び就学を免除等すること」も加えてはどうか。
32	8. 基本的な施策 3 番目の○	環境整備を促進に	環境整備の促進に
〃	同 4 番目の○ コミュニケーション支援		合理的配慮として、「意思疎通支援」の必要がありますが、同じことですか。意味合いが異なるなら言葉として加えてはどうか。
〃	同 5 番目の○ 政策形成過程への参画の推進	意見の聴取に努めるものとする。	努めること。 又は 努めなければならない。
他の意見			今回は、漢字にふりがなを付けることは、考えていますか。 公文書としては付けないが、広報・周知用には配慮するという考えもありませんか。

細かいことまで必要がないかもしれませんが、気になる点を記しました。まとめ方も拙いと思いますが、ご判読の程よろしく願いいたします。

かわむらこどもクリニックの川村です。

前回及び今回も、他の会議と重なってしまい、仙台市障害者施策協議会を欠席してしまい申し訳なく思っています。

前回の議事録を読み、皆様方の意見に関して、ごもっともと納得している次第です。

阿部会長の采配もあり、少しずつ条例制定が進んでいることに安堵し、委員の方々の熱心な取り組み姿勢が目につかびます。

まず重要なのは、この条例の一番の目的は何かというところですが、共生社会の実現に向けての差別解消が目的であることは充分承知しているところですが、最も重要なことは障害を持たない人が障害を理解することから始まるものであり、この条例は仙台市民に向けて障害理解を深めることが第一歩と考えます。その理解を元にしての差別を無くすための条例です。そのために重要なことは、この条例の存在を仙台市民に知らしめることであり、そのためには4月制定は譲れないものと考えます。これまで、協議会、差別事例検討部会、ココロンカフェ、障害者団体等との意見交換会、事業者等からの意見聴取等、現時点でも相応の問題点が浮かび上がってきています。自分も児童虐待等の様々な会議に参加していますが、幅が広い論点を整理する場合は議論をしつくすことは現実には不可能なものです。

まずは協議会での議論内容を市民に提示し、パブリックコメントを求める時期と考えています。そのことが差別解消を啓発する助けになり、市民のための条例の条件作りとして重要な側面を持っているものと思います。

本条例は一般的に表現される理念法と同様の考え方が必要であり、くり返しになりますが予定通り制定することにより市民の理解を深めることが最重要と考えています。小生も医療においては、まず「理念」ありきと考えながら医療に従事し、子育て支援や医学生実習でも同様の想いです。理念を元にした活動を押し進めながら花を咲かせ、問題があれば新しいことにチャレンジし改善を続けています。

前回の文言、表現等の疑問点に関しては、議事録の結論に賛成いたします。予定通りの条例制定を切に願っております。細かい点は条例を運用しながら、改善していくことが必要と考えています。

(2015.9.15 川村 和久)